

國學院大學學術情報リポジトリ

月次祭・新嘗祭班幣に関する一試論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塩川, 哲朗, Shiokawa, Tetsuro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000375

月次祭・新嘗祭班幣に関する一試論

塩川哲朗

はじめに

七世紀から八世紀にかけて形成された律令国家の恒例祭祀のうち、最も大規模に行われていたのが祈年祭（二月）であった。祈年祭とは京にある神祇官に各官社の祝部を参集させて、諸神に奉る幣帛を一齐に頒布するという班幣祭祀である。この「班幣」という方法は律令国家祭祀に見られる特徴的な祭祀方式であり、律令国家の理念に基づいて形成されたものと考えられている^①。また、天皇の出御が存在しない点で、天皇親祭ではない

国家の祭祀として執行されていた点も特徴的である。祈年祭と同じ「班幣」という方式で行われる恒例の国家祭祀は、祈年祭だけでなく月次祭（六月、十二月）と新嘗祭（十一月）にも見ることができると、

この月次祭・新嘗祭班幣に関しては、『延喜式』などの制によると、両祭とも天皇自ら神饌を神に奉る祭儀が当日の夜半に執り行われており、月次祭と新嘗祭の班幣は天皇祭祀が付随している点で祈年祭とは性質が異なる可能性がある。また、月次祭は朝廷だけでなく伊勢神宮でも六月と十二月に執行されている点は注目される。しかし、祈年祭の研究や天皇祭祀の研究に

比べて、月次祭と新嘗祭班幣祭祀そのものの研究は必ずしも多くはなく、それぞれのように位置付けられるのか、いまだに不明瞭な点を残している。特に天皇親祭である夜の祭りは宮内省・中務省が所管する天皇の家政的内廷機構が中心となるのに対し、朝の班幣では神祇官といった外廷機構が中心となって執行され、班幣儀に天皇が全く関与しない点で両祭の構造が異なっている事は明らかであるが、その中で班幣祭祀の位置づけと天皇祭祀との関係が曖昧になっているものと捉えられる。

よって、本論考では月次祭・新嘗祭の班幣儀そのものの位置付けを考え、両祭儀の位置付けを明らかにすることを目的とする。月次祭班幣に関して特に伊勢神宮における月次祭の事例から考察を加え、また新嘗祭班幣が古代においてどのように位置づけられるのか検討を行う。それによって、祈年祭だけでなく、月次祭・新嘗祭も含めた古代の班幣祭祀の諸相が明らかにになり、古代律令国家祭祀の理念と実態の解明の一助となると考えられる。

一、先行研究の問題点

これまでの月次祭・新嘗祭班幣の基本的な捉え方について、

古代国家と神祇について先駆的な業績を残してきた岡田精司氏、早川庄八氏と、古代祭祀に関する包括的な検討を行った中村英重氏の視角を取り上げて考えてみたい。

岡田精司氏は月次祭と新嘗祭班幣に関して次のように分析している。

月次祭は「天皇家における、氏の祖霊祭」であり、「神今食こそは神饌を用意して祖神の来臨を迎える祭儀で、それに付随して班幣の行事があった」とし、月次祭班幣は「撤下した神饌の分与という意味をもつ」とする。

新嘗祭班幣に関しては、新嘗祭班幣が畿内中心の諸神であることに着目して「畿内の大豪族の氏神にのみ許された宗教上の優遇」であると、伊勢神宮へは、神宮の祠官たちに「新嘗祭の撤下した神饌を下賜する」意味合いがあったとしている。

しかし、月次祭祀詞の結びの句に「神主祝部等受賜、事不_レ過捧奉_尊」とあるように、班幣は幣帛を天社国社の神々に「奉」る祭儀であることは祝詞にも明確に記述されている。また、祝詞中に見える幣帛の呼称は「皇御孫命_乃宇豆_乃幣帛」などと称されており、幣帛は天皇の幣帛と形容されながら、「宇豆（うづ）」、つまり貴重な幣帛として称え辞を奉っていた。その素晴らしい幣帛は祝部によって各神に奉られるものとして祝詞の詞

章が結ばれているのであって、班幣は幣帛を一斉に頒布する祭儀ではあるものの、幣帛・神饌の下賜とは考えられないのではないだろうか。班幣は国家によって幣帛が各官社の神々に奉られる祭儀であると考えるのが妥当であり、この理解のもとで班幣を考察していく必要がある。

早川庄八氏^①は、穢などによって神今食が中止されると月次祭も同時に中止される事例が多数存在することから月次祭班幣と神今食は不可分一体であるとし、月次・新嘗の二祭はヤマトを基盤とする地域的王権が古来執行してきた祭祀（祈年祭は新たな国家の祭祀として設けられた）であるとしている。

しかし、月次祭と神今食が並列して記載されるのは斉衡元年（八五四）十一月以降であり、それ以前の記事は神今食のみの記事しかなく、月次祭班幣と神今食が古くから日程的にも祭儀としても連動し合うものであったという保証はない。

また、祈年祭・月次祭の祝詞にはその催行時期しか違いが存在せず、班幣祭祀としての儀式は同一のものと考えられる（後述）。早川氏説ではこの点を説明できない。祈年祭も月次祭も律令国家が新たに設定した班幣祭祀と考えるべきではないだろうか。

この点に関して森田悌氏は、月次祭は律令整備過程の一環と

して天武朝に始まったとし、神今食とは切り離すべきとしている^②。月次祭班幣の開始時期をいつとするかは難しい問題ではあるが、月次祭班幣に天皇が直接関与していない点を鑑みれば、月次祭と神今食を切り離して考える森田氏の見解に妥当性があると考えられる。

中村英重氏^③は、月次祭は祖霊神であるカムロギ・カムロミ（月次祭祝詞冒頭に登場する）を迎え行う王権祭祀であると、新嘗祭もその点において同様のものと解している。

しかし、国家祭祀であり天皇の出御がない月次祭班幣と天皇親祭である神今食の祭祀構造の違いが考慮されておらず、月次祭を中村氏のように解すると、月次祭とほぼ同じ祝詞を使用する祈年祭（国家祭祀）も王権祭祀となってしまうという問題がある。

これらいずれの先行研究においても共通で問題となるのは、朝に行われる班幣（国家祭祀）と夜の天皇親祭との祭祀構造上の差異に注意が払われておらず、また祈年祭班幣と月次祭班幣、新嘗祭班幣のそれぞれの位置付けが不明瞭となっている点である。以下この点に留意して考察を進めて行きたい。

二、祈年祭班幣と月次祭班幣

月次祭は、『延喜式』の制では朝の班幣が行われた日の夜に天皇による神膳親供が行われているものの、その主体と方式は執行の時間帯とともに対蹠的なものであった。ここではまず朝廷での月次祭班幣がいかなるものであったのか、『延喜式』の規定を基に、祈年祭と対比しながら確認してみたい。

『延喜式』二月祈年祭条と六月月次祭条を掲げ、祈年祭と月次祭の班幣規定の相違を列挙する。

祈年祭神三千一百三十二座

大四百九十二座（三百四座案上官幣、一百八十八座国司

所_レ祭、

小二千六百四十座（四百三十三座案下官幣、二千二百七

座国司所_レ祭、

神祇官祭神七百三十七座

奠_二幣案上神_一三百四座（宮中三十座、京中三座、畿内、

山城国五十三座、大和国一百二十八座、河内国二十三座、

和泉国一座、摂津国二十六座、東海道、伊勢国十四座、伊

豆国一座、武蔵国一座、安房国一座、下総国一座、常陸国一座、東山道、近江国五座、北陸道、若狭国一座、山陰道、丹後国一座、山陽道、播磨国三座、安芸国一座、南海道、紀伊国八座、阿波国二座、

社一百九十八所

座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五

両、庸布一丈四尺、倭文纏刀形、（倭文三寸、）純纏刀形、

（純三寸、）布纏刀形、（布三寸、）各一口、四座置、八座

置各一束、楯一枚、槍鋒一竿、弓一張、鞞一口、鹿角一隻、

鍬一口、酒四升、鯁、堅魚各五両、腊二升、海藻、滑海藻、

雑海菜各六両、塩一升、酒罫一口、裹葉薦五尺、

前一百六座

座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五

両、倭文纏刀形、純纏刀形、布纏刀形各一口、四座置、八

座置各一束、楯一枚、槍鋒一竿、裹葉薦五尺、

不_レ奠_二幣案上_一祈年神四百三十三座（並小、宮中六座、畿

内、山城国六十九座、大和国一百五十八座、河内国九十座、

和泉国六十一座、摂津国四十九座、

社三百七十五所

座別繩三尺、木綿二両、麻五両、四座置、八座置各一束、
 楯一枚、槍鋒一口、庸布一丈四尺、裹葉薦三尺、就中
 六十五座、各加^二鍬一口、^一靱一口、二十八座各鍬一口、三
 座各靱一口、(並見^二神名帳、)

前五十八座
 座別繩三尺、木綿二両、麻五両、四座置、八座置各一束、
 楯一枚、槍鋒一口、裹葉薦三尺、

右、神祇官所^レ祭、幣帛一依^二前件、具^レ数申^レ官、三后、
 皇太子御巫祭神各八座、並^二奠^二幣案上、但臨時加減、
 仍不^レ入^二恒数、大神宮、度会宮各加^二馬一疋、(籠頭

料庸布一段、)御歲社加^二白馬、白猪、白鷄各一、高御
 魂神、大宮女神、及甘櫨、飛鳥、石村、忍坂、長谷、吉
 野、巨勢、賀茂、当麻、大坂、胆駒、都祁、養布等山口、
 并吉野、宇陀、葛木、竹谿等水分十九社、各加^二馬一疋、
 其神祇官人以下鬘料安芸木綿一斤、中臣宣^二祝詞^一料庸
 布五段、短帖一枚、(月次、大嘗鬘料、祝詞料、及短帖
 准^レ此、)前^二祭十五日、充^二忌部八人、木工一人、令^レ
 造^二供神調度、(但靱者靱編氏作、槍木者讚岐国送納、
 前^レ祭五日、令^二木工寮受^レ之、)当曹忌部官一人監造、
 若曹内無^二忌部官人、及神部之中忌部不^レ足^二九人者、

兼^二取諸司^一充之、其潔衣料布、人別二丈七尺、(官人細
 布一端、)一人日米二升、酒六合、(五位一升、)鮭三兩、
 (五位五兩、)又加^二東鯨、烏賊、煮堅魚各二兩、)塩二勺、
 (五位五勺、)海藻二両、但木工者、不^レ給^二潔衣及食、
 致齋之日平明、奠^二幣物於齋院案上并案下、(所司預敷^二
 案下幣薦、)掃部寮設^二座於内外、(諸寮設^二座准^レ此、)
 神祇官人率^二御巫等、入^レ自^二中門、就^二西厅座、東
 面北上、大臣以下入^レ自^二北門、就^二北厅座、(大臣南面、
 參議以上就^二厅東座、西面、王大夫就^二厅西座、東面、)御
 巫就^二厅下座、群官人入^レ自^二南門、就^二南厅座、北面
 東上、神部引^二祝部等、入立^二於西厅之南庭、既而神
 祇官人降就^二厅前座、大臣以下及諸司、共降就^二厅前座、
 中臣進就^二座宣^二祝詞、每^二一段畢、祝部称唯、宣訖中臣
 退出、大臣以下諸司拍^二手兩段、不^二称唯、然後皆還^二
 本座、(伯命云、奉^レ班幣帛、)史称唯、忌部二人、進
 夾^二案立、史以^二次、唱^二御巫及社祝、祝称唯進、忌部
 頌^二幣帛畢、(大神宮幣帛者、置^二別案上、差^二使進之、)
 史還^二座申^二頌幣訖、諸司退出、(月次祭儀准^レ此、)

国司祭祈年神二千三百九十五座

大一百八十八座〈東海道三十三座、東山道三十七座、北陸道十三座、山陰道三十六座、山陽道十二座、南海道十九座、西海道三十八座〉、
座別糸三両、綿三両、
小二千二百七座〈東海道六百七十九座、東山道三百四十座、北陸道三百三十八座、山陰道五百二十三座、山陽道百二十四座、南海道百三十四座、西海道六十九座〉、
座別糸二両、綿二両、

右、国司長官以下准例、散齋三日、致齋一日、共会祭之、

〔祭日并班幣儀並准神祇官〕其幣皆用正税、

『延喜式』六月月次祭

月次祭奠幣案上神三百四座〈並大〉

社一百九十八所

座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五両、倭文纏刀形、繩纏刀形、布纏刀形各一口、四座置一束、八座置一束、弓一張、鞞一口、楯一枚、槍鋒一竿、鹿角一隻、鍬一口、庸布一丈四尺、酒四升、鰻、堅魚各五両、腊二升、海藻、滑海藻、雜海菜各六両、塩一升、酒埀一口、

裏葉薦五尺、祝詞座料短昼一枚、

前一百六座

座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五両、四座置一束、八座置一束、楯一枚、槍鋒一竿、裏葉薦五尺、

右、所祭之神並同祈年、其大神宮、度会宮、高御魂神、大宮女神各加馬一疋、(但大神宮、度会宮各加籠頭料庸布一段)前祭五日、充忌部九人、木工一人、令造供神調度、(其監造并潔衣食料、各准祈年)祭畢即中臣官一人率宮主及卜部等、向宮内省、卜定供奉神今食之小齋人上、

『延喜式』の段階で祈年祭は全官社三三三座(二八六社)

を対象とし、そのうち中央の神祇官班幣に七三七座が預かる。神祇官で頒布される幣帛は案上・案下に区分され、案上の幣帛は三〇四座に頒布され、案下の幣帛は四三三座に頒布される。案上の対象神は宮中・畿内の大社(二六四座)と全国の有力大社(四〇座)であり、案下の対象神は宮中・畿内の小社であった。残りの官社である畿外の大社(一八八座)・小社(二二〇七座)を合わせた二二九五座(二二八八社)は国司が祭る神々で

ある。『延喜式』には「散齋三日、致齋一日」とあり、「祭日并班幣儀並准^レ神祇官」とあることから、国司の班幣も神祇官班幣と同じく「中祀」の扱いであり、祭日・祭儀も神祇官班幣に准じていた。官幣と国幣に分離されたのは延暦十七年以降であり（『類聚国史』神祇十、延暦十七年九月癸丑（七日）、幣帛を受領する諸国の祝部を一齐に上京させる事には難が多かつたためであった。畿内の全官社と畿外の有力数社のみ神祇官班幣に留め、それ以外の官社である畿外の神社（『延喜式』段階に至ると全体の八割）は国司に委託し幣帛は正税より支出する方式を取る事となった。⁽⁹⁾

祈年祭の対象神のうち、案上官幣の対象神三〇四座が月次祭の対象神に相当する。幣帛の品目・数量に関しては、月次祭対象神のうち、「社一百九十八所」は全て祈年祭幣帛と一致し、「前一百六座」は祈年祭で纏刀形があるのに対し月次祭では無い点が異なるものの、他は一致している。

祈年祭では神宮、高御魂神、大宮女神、山口、水分の神々に馬一匹が加えられる規定が存在するが、月次祭では神宮と高御魂神、大宮女神のみの規定となっている。また、祈年祭では御年社に対し白馬・白猪・白鶏が特別に奉納されているが、この規定は月次祭にはなく、祈年祭のみの特別な規定である。⁽¹⁰⁾

また、『延喜式』祈年祭条に「月次祭儀准^レ此」とあり、神祇官での儀式次第は祈年祭・月次祭共に同じ次第で行われていたことがわかる。

班幣儀においては祝詞が宣読されるが、月次祭の祝詞は、祈年祭祝詞の第三段（御年の皇神等への詞）が無く、第二段における以下の詞に違いがある他はほぼ全く同一の詞章である。⁽¹¹⁾

今年二月^尔御年初将賜^登為而、皇御孫命宇豆^能幣帛^手、朝日^能豊逆登^尔称辞竟奉^{久登}宣、（祈年祭）

今年^能六月月次幣帛（十二月者、云今年十二月月次幣帛）、明妙、照妙、和妙、荒妙備奉^耳、朝日^能豊榮登^尔、皇御孫命^乃宇豆^乃幣帛^手、称辞竟奉^{久登}宣、（月次祭）

祈年祭と月次祭の祝詞にはその催行時期の表現にしか違いは見られない。祈年祭は「御年」（年穀）の耕作開始を念頭に置き、御年の神への詞章が存在する祝詞であるが、月次祭にはその文言が無く、「六月」と「十二月」という一年を二つに区切った班幣齋行時期にしか月次祭祝詞の特徴を見い出せない。それ以外で月次祭にしか存在しない要素は皆無だからである。『令義

「解」においても月次祭を「与_二祈年祭_一同」（令釈、古記も同文）としている。「延喜式」月次祭条に「所_レ祭之神並同_二祈年_一」とあるように、対象祭神は祈年祭の案上官幣対象神と全て一致していた。「延喜式」の制からは月次祭は祈年祭の縮小版であり、神祇官における班幣祭儀そのものは基本的に変わりがなかった。一年の初頭に行われ、「御歳社」への特別な規定が存在する祈年祭は、年穀の豊穰を祈って行われる全官社対象の一年に一度の班幣祭であり、月次祭班幣は畿内の神社と畿外の有力数社のみ規模を縮小させ、一年を二つに（六月・十二月）区切って行われる通常の班幣祭とすることが出来る。神祇官班幣に限り、両祭の儀式次第も対象神も一致しているのであるから、その成立時期もほぼ同時期と考えるほうが妥当ではないだろうか。

西山徳氏⁽¹²⁾、早川庄八氏⁽¹³⁾などは月次祭が祈年祭より古いものとしているが、この点は森田悌氏⁽¹⁴⁾、加藤優氏⁽¹⁵⁾、古川淳一氏⁽¹⁶⁾らによって批判がなされている。祈年祭の成立は天智九年（六七〇）三月壬午（九日）「於_二山御井傍_一、敷_二諸神座_一、而班_二幣帛_一」。中金連宣⁽¹⁷⁾「祝詞」の記事を淵源として、天武四年（六七五）正月戊辰（二十三日）「祭_二幣諸社_一」⁽¹⁸⁾、「飛鳥浄御原令」⁽¹⁹⁾、「大宝令」⁽²⁰⁾と段階的に形成・整備されたものとすべきであろう。よっ

て、祈年祭と同じ祭祀形態の月次祭班幣も祈年祭と同じく七世紀末以降に段階的に整備され、大宝令に至ったものとすべきである。班幣そのものの構造から考えれば、ある特定の神社に対する幣帛頒布儀礼（班幣）が成立し、それが年の初頭に年穀豊饒を祈って行われる一年に一度の祈年祭と、年に二回行われる通常の班幣（月次祭）に分離したとの推測が成り立つのではないだろうか。

ここで月次祭班幣儀を祈年祭に従って概観しておきたい。「貞観儀式」「延喜式」の規定によると、神祇官齋院の北庁の座に大臣・参議・諸大夫らが就き、西舎の座に神祇官人が就く。群官は南舎の座に就き、幣帛を受け取る祝部は西舎南庭に立つ。頒布される幣帛は齋院中央の庭に安置されていたと考えられる。儀式は神祇官人の中臣が祝詞を宣読した後、忌部の監督下で幣帛が参集した祝部に受け渡されて終了する。伊勢神宮へはこれとは別に使いを立てて奉られることとなっていた。

班幣祭儀の特徴は天皇の直接関与がなく、太政官の監督下で神祇官が主体となって執行される点にある。幣帛を受け取って各神社に奉るのは神祇官の管掌する祝部の役目であった。祝部は在地から選ばれるとはいえその名籍は神祇官によって管理され、いわば地方の神祇官末端官人とも解される。また、各神社

への幣帛奉獻の規定・次第は決められておらず、朝廷の関心はもっぱら中央での幣帛頒布のみにあつたと言ふことができる。

それに対して夜に行われる神今食は、内膳司などの宮内省・中務省被官の所司の官人が中心となつて執行され、天皇自らが食事を神に奉り、自身も共食するといふ祭儀であつた（新嘗祭も同様²³）。関与する主要な官司に大きな違いがあるだけでなく、夜の祭祀は御饌の奉仕という祭祀の旧態を継承したものであることが伺われ、祭儀自体にも大きな違いがあつた。

この点、月次祭と新嘗祭の祭祀構造は伊勢神宮の月次祭・神嘗祭と同型であり、神宮の三節祭（六月・十二月月次祭、九月新嘗祭）は朝廷での天皇祭祀（六月・十二月神今食、十一月新嘗祭）の延長線上にあるとの指摘がなされている²⁴。事実、神宮の三節祭は朝の儀式（大神宮司が中心となつて執行）と夜の御饌奉仕（在地奉仕者である禰宜・物忌・内人などのみで執行される）によつて構成されてお²⁵り、その点朝の班幣儀と夜の神膳親供によつて構成される朝廷の月次祭・新嘗祭とその構成・一年毎の回数（年三度）が共通している。しかし、注意すべきは、伊勢神宮においてはまず夜の御饌奉仕が行われた後に朝の儀式が行われるのに対し、朝廷では朝の班幣が行われてから夜の祭儀が行われる点で異なつてゐることである。単純に朝の儀式で

あり、かつ御饌奉仕に伴うとの理由で朝廷での朝の班幣儀と神宮での朝の儀式を同一のものとするわけにはいかない。しかし、夜の御饌奉仕に関してはその場所こそ異なれ、対象が天皇の祖神（天照大神）であることは一致しているため、両者が同一の目的で行われていることは確実であり、その理由は天照大神が天皇の宮殿から伊勢に鎮座した伝承に求めることができる。

次節では古代伊勢神宮における祈年祭と月次祭幣帛の位置付けを考えてみたい。

三、古代伊勢神宮における月次祭幣帛の取り扱い

まず『延暦儀式帳』²⁶に基づいて延暦期における伊勢神宮三節祭朝の祭儀を確認して行きたい。

二月祈年祭

延暦の頃は神宮での祈年祭は十二日に行われていた²⁷。まず外宮での祭儀が行われ、終了した後「即内宮参入」と記述されている。外宮（『止由気宮儀式帳』では「年祈幣帛使参入²⁸、幣帛進時行事」として、内宮（『皇太神宮儀式帳』では「以十二日」、年祈幣帛使参入坐²⁹、幣帛進奉時行事」としてどち

らも二月月記に儀式次第が記載されている。

儀式次第の概要は両宮共ほぼ同様である。禰宜（と宇治大内人）が先頭に立ち、大神宮司、幣帛を捧げ持つ内人、御馬飼内人が御馬を引き、幣帛使（中臣）、内人らが列立して参入する。大神宮司、禰宜、幣帛使らは正殿に向かって跪きて座し、まず大神宮司が告刀を奏上する。続いて物忌父をして太玉串の供進が行われ、両段再拜が終わりに高宮（外宮）へ向かい（内宮は、正殿への両断再拜の後、使・大神宮司は外の直会殿の座に就き、禰宜・内人らは荒祭宮へ向かい、荒祭宮の正殿に幣帛を奉納する）、終わりに直会がある。

ここで注意すべきは幣帛使である中臣の参入はあるものの、祝詞を奏上するのは大神宮司である点と、祈年祭幣帛の正宮への奉納場所が全く明記されていない点である（内宮の第一別宮荒祭宮は正殿に幣帛が奉納されているが、あくまで別宮における取り扱いであり、正宮と同等には考えられない）。但し外宮では「時時勅使幣帛使参入^見、幣帛奉進行事^見、月次幣帛進時行事同。但幣帛物等^敬、正殿開奉^見進入。」との記述がある。しかしこの記述だけでは正殿に奉納する時は月次祭なのか、それ以外の時（臨時の奉幣など）なのか判断としない。だが恐らく臨時奉幣の際は幣帛を正殿に奉るという意味であり、少なくとも

も、両宮共に祈年祭幣帛を正殿に奉納するものとして記述していなかったことは確実であろう⁽²⁹⁾。

また、二月には三節祭で使用される稲の御田の耕作開始行事が「初子日」に行われている。この行事は神宮祈年祭と祭日が連動しておらず、朝廷側の幣帛奉納儀と神宮側の既存の農耕行事が別構造で併存されていた⁽³⁰⁾。

六月月次祭

外宮における十五日夜半の朝大御饌夕大御饌（二度の御饌供進）が終わりに、十六日に斎内親王（斎王）が参入し、太玉串の奉納がある。続いて禰宜、大神宮司、神郡所進の赤曳調糸を持った内人らが参入し、大神宮司の告刀奏上があつて、太玉串の供進、東宝殿に御調糸の奉納があり、両断再拜の後、第一別宮へも拜礼が行われ、直会へと移る。十六日夜半には内宮で朝大御饌夕大御饌が行われ、十七日に右と同様の儀式が内宮でも行われる。

ここで問題なのが、神祇官で用意された月次祭班幣の幣帛を奉納する所作が神宮月次祭の儀式次第に全く記述されていない点である。外宮では六月月記の末尾に「六月月次幣帛使参入、幣帛奉進時行事^見、月次幣帛進時同行事^見」とあり、内宮でも

六月月記の末尾に「供^ニ奉月次幣帛^一使参入^ヲ幣帛供奉時行事、具如二月月次幣帛供進時行事同。」とある。この内宮の条文に關し中川経雅は「延暦の比は定る日無く参宮あり。仍今日十七日齋王御参、神宮行事而已にて、月次ノ御使参る事注さず⁽³¹⁾」としている。

つまり、延暦の頃、月次祭班幣の神宮に対する幣帛は神宮月次祭（十六・十七日）に届いていなかった。また、届く祭日も明記されておらず、延暦の頃、月次祭へ幣帛の届く日付は定まっていなかったと考えられる⁽³²⁾。その幣帛の奉納も二月の祈年祭幣帛と同様であると記述され、古代神宮にとって祈年祭幣帛と月次祭幣帛は同程度の扱いだったことが明らかである。藤森馨氏は、月次祭幣帛奉納儀は朝廷の班幣儀に応じた祭祀に過ぎず、神宮月次祭そのものに朝廷からの使者は参加していなかったと指摘している⁽³³⁾。

但し、内宮十九日月読宮祭、二十三日瀧原宮祭、二十五日伊雑宮祭には「朝廷幣帛」が明記されており、六月十九日以前には朝廷からの使者が参入していた可能性がある。

九月神嘗祭

九月神嘗祭も六月月次祭と同様の日程で行われる。儀式次第

は、齋王の太玉申奉納があり、禰宜、大神宮司、忌部（幣帛を捧げ立つ）、御馬、使の中臣、使の王、内人らが列立して参入し、中臣の告刀奏上、大神宮司の告刀奏上があり、太玉申供進の後、朝廷幣帛、御衣（禰宜らが織り奉る）を正殿に奉納し、御馬鞍具を東宝殿（外宮では西宝殿）に奉納する。

神嘗祭が月次祭と相違する点は、王・中臣・忌部が参列し、朝廷からの幣帛奉納が神宮神嘗祭の儀式に組み込まれていることである。二月祈年祭に存在しなかった使の中臣の祝詞奏上があり、さらに朝廷幣帛は正殿に奉納されており、祈年祭幣帛の取り扱いは対蹠的である。

つまり、九月神嘗祭には延暦の頃から例幣の奉納が連動していた。例幣發遣は天皇の出御を伴うものであり、六月月次祭班幣とは一線を画すものであったことがわかる⁽³⁴⁾。

『延暦儀式帳』に基づくと、神祇官幣帛である祈年祭幣帛と月次祭幣帛は伊勢神宮にとっては特段変わりのない幣帛であり、その奉納儀は神宮側に備わった体制で行われる既存の二月御田耕作開始行事や六月神宮月次祭の御饌奉仕・赤引糸奉納とは別構造であった。御田の稲は神宮月次祭・神嘗祭にて天照大神に奉るものであり、神宮における月次祭・神嘗祭（三節祭）は天照大神を伊勢の地にて祭る行為であった。このうち、年に

一度行われる神嘗祭は月次祭に比してより重要であり、天皇からの幣帛奉納儀が連動していたのである。

続いて『延喜式』規定を見て行きたい。

二月祈年祭

『延喜式』では二月四日に神祇官での班幣があり、二月九日が神宮での祈年祭の祭日であろう（鎌倉期の『皇太神宮年中行事』でも二月九日）。『日本紀略』弘仁十一年（八二〇）二月丁巳（四日）に祈年祭の記事があり、これが二月四日祈年祭の初見である。祈年祭の祭日が二月四日に固定したのは『弘仁式』編纂が契機となっていると想定される。

『延喜式』所収の神宮二月祈年祭祝詞は奉幣使の奏上する祝詞のみが収録されている。『延暦儀式帳』と『延喜式』における相違点は、祝詞奏上者が大神宮司から朝使に変更されていた点である。また、「高宮、荒祭宮使自進奉、余宮令_二禰宜等奉_一」との注記が『延喜伊勢大神宮式』にあり、延暦の頃、内宮では正宮での儀式の後直会殿に大神宮司と使は移り、禰宜以下のみで荒祭宮の儀式を行っていたのが、幣帛使自ら幣帛を奉るよう規定がなされるようになっていた。延暦に比べて『延喜式』で

は幣帛使の役割が強まっていることが看取される。

六月月次祭

日程は延暦の頃と変わらない。儀式次第は、齋王が参入して太玉串を奉り、禰宜、大神宮司、幣物・馬、朝使が列立し、まず使の中臣が祝詞を奏上し、次に大神宮司が祝詞を奏上する。幣帛は内財殿（東宝殿）に奉納される（儀式次第には省略されているが、太玉串、赤引糸の準備は規定されている）。

『延喜式』においては、神宮月次祭に月次祭班幣の幣帛奉納儀が組み込まれていた。二月祈年祭で祝詞奏上者が大神宮司から幣帛使（中臣）に変更されていたことを合わせて考えると、延暦から『延喜式』の規定に至るまでの間に朝廷発遣の奉幣使の位置付けが上がったものと捉えられる。『続日本後紀』嘉祥三年（八五〇）三月辛巳（三日）に大中臣淵魚の卒伝記事があり、淵魚は弘仁六年（八一五）から承和九年（八四二）まで「兼掌_二伊勢大神宮祭主_一」とされている。奉幣使の位置付けの上昇は使となる中臣氏の職責の増大を意味し、弘仁六年（八一五）の祭主設置は神宮祈年祭・月次祭における幣帛奉納の重視と連動するものと考えられる²⁶。また、『弘仁式』は延暦二十年（八〇一）頃に一度編纂が開始され、中断を経て弘仁十一年（八二〇）に

奏進されており、『弘仁式』編纂が奉幣使重視の背景にあったものと想定される。

九月新嘗祭は『延喜式』においても延暦の頃とほぼ同じ次第で行われている。

小結

延暦の頃、神宮月次祭と神祇官での月次祭班幣は連動していなかった。この点は新嘗祭と例幣が連動していた点と対蹠的である。『延暦儀式帳』には月次祭幣帛の奉納は「具如二月月次幣帛供進時行事同」（内宮）としており、月次祭幣帛は、天社国社の神々へ一律に幣帛を頒布するという国家の理念に基づいて設定された祈年祭幣帛と同様であると認識されていた。弘仁年間以後、神宮月次祭と月次祭奉幣は連動するようになるが、奉幣使の位置づけが上がった結果であり、月次祭班幣と神宮月次祭は別種の祭祀であることが本来的な姿であったと考えられる。⁽³⁷⁾

本来、神宮月次祭に月次幣帛の奉納が連動するものでないとするれば、古代の伊勢神宮からしてみれば、単に朝使の到る日が一定でなかっただけではなく、祈年祭班幣も月次祭班幣も同様

に朝廷側の都合で幣帛が発遣されるものであり、神宮独自の祭祀とは別構造で併存する形が本来のものであったと考えられる。天皇の皇祖神を祭る伊勢神宮においてすら上記の構造であったのだから、他の神社においても同様なものであったと想定できるであろう。

『延喜式』における祈年祭と月次祭の規定からも、両班幣祭祀はその規模と斎行時期にしか大きな違いは見出されず、神祇官班幣儀そのものに全く違いは存在しなかった。祈年祭と月次祭の班幣祭祀は同一の理念と構造の下で執行され、同種の祭祀と扱われていたことは間違いない。

四、新嘗祭班幣について

ここからは新嘗班幣について検討を行って行きたい。

『四時祭式』

新嘗祭奠幣案上「神三百四座（並大）」

社一百九十八所

座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五両、四座置一束、八座置一束、楯一枚、槍鋒一竿、社別庸

布一丈四尺、裏葉薦五尺、
前一百六座

座別幣物准^二社法^一、但除^二庸布^一、

右、中卯日、於^二此官齋院^一、官人行事、(諸司不^二供奉^一)、

但領^レ幣及造^二供神物^一料度、中臣祝詞料准^二月次祭^一、

新嘗祭班幣の対象神社は月次祭班幣と一致する。しかし、「社
一百九十八所」に対する幣帛の品目は祈年祭・月次祭に比べ纏
刀形、弓、鞆、鹿角、鍬、酒、鰻、堅魚、海藻、滑海藻、雑海
菜、塩、酒埜が減っている。海産物や酒が幣帛に存在せず、布
帛類・武具類のみで幣帛が構成されている点に特徴がある。新
嘗祭班幣における「社一百九十八所」の幣帛は、結果として、
月次祭「前一百六座」の幣帛に「庸布一丈四尺」を加えたもの
となっている。新嘗祭班幣は月次祭班幣より規模を縮小させた
幣帛構成を取っていたのである。

また、『四時祭式』の規定(下線部)から、新嘗祭班幣は神
祇官人によって行われ、「諸司不^二供奉^一」とあるので、大臣・
百官等の供奉は存在しないが、祭神の数や、幣帛の準備等は月
次祭と同様であったことがわかる。

以上から、新嘗祭班幣は月次祭班幣よりも小規模で行われる

ものであるが、準備・儀式次第の基本は月次祭班幣に准じたも
のであると言える。

注意すべきは、『延暦儀式帳』十一月月記に新嘗祭幣帛の記
事は存在しないことである。『延暦儀式帳』十一月例には、当
月の宿直の事と、晦日の大祓(翌月が十二月月次祭のため)の
記事しか存在しない。古代伊勢神宮では新嘗祭も新嘗祭幣帛奉
納儀も行われていなかった。

『皇太神宮年中行事』においても、十一月中辰日に斎王の新
嘗会の直会に供奉するため齋宮に参る記事はあるが、新嘗祭幣
帛の記事は延暦と同様に存在しない。『延喜伊勢大神宮式』に
も十一月新嘗祭に関する規定は存在していない。よって、新嘗
祭班幣の神宮に対する幣帛は神祇官にて準備されていた可能性
はあるが、神宮への奉幣使は発遣されていなかったとすべきで
ある。

では、新嘗祭班幣の意義とは何であったのであろうか。

『延喜祝詞式』大嘗祭

集侍神主・祝部等諸聞食^{登宣}、

高天原^尔神留坐皇陸神漏伎神漏弥命以、天社国社^{登坐留皇}
神等前^尔白^久、今年十一月中卯日^尔、天都御食^能長御食^能遠御

食^登、皇御孫命^能大嘗聞食^奉為故^尔、皇神等相宇豆乃比奉^豆、
 堅磐^尔常磐^尔斎^奉、茂御世^尔幸^開奉^奉、依^尔志^志千秋五百秋^尔平^平
 安久聞食^豆、豊明^尔明坐^奉皇御孫命^能、宇豆^能幣帛^手、明妙、
 照妙、和妙、荒妙^尔備奉^豆、朝日豊栄登^尔、称辞竟奉^{久手}、諸
 聞食^登宣、
 事別、忌部^能弱肩^尔太禰取挂^豆、持由麻波利仕奉^{礼留}幣帛^手、
 神主・祝部等請^豆、事不^レ落捧持^豆奉^登宣、

新嘗祭班幣に当たって中臣が宣読する祝詞において、「皇御孫命^能大嘗聞食^奉為故^尔」とあり、天皇が「大嘗」を聞こし食すことを理由に祝詞が祝部に宣読されていたことがわかる。この記述は「大嘗祭祝詞」（毎年の新嘗祭で宣読される）独自のものであり、月次祭祝詞（ほぼ祈年祭と同文）に天皇親祭を伺わせる箇所は存在しない。

また、祝詞の詞章には「皇神等相宇豆乃比奉」とあり、この「あひうづのひ」という言葉は、『万葉集』巻十八の陸奥の国より金が産出した際の詔書を賀す大伴家持の歌（四〇九四）、『続日本紀』和銅元年（七〇八）正月乙巳（十一日）の宣命（第四詔）、天平勝宝元年四月甲午（二日）の宣命（第十三詔）に「あひうづなひ」として見える。これらの用例は全て、銅・金の産

出は「天地乃神」（万葉集）「天坐神地坐祇（神）」（宣命）が「あひうづなひ」、さきはへ奉った事に依る、という文脈で使用されている。「うづなひ」とは「うづ」（貴・珍）の動詞形「うづなふ」であり、直訳すれば「貴重なものとする」という意となる。意識すれば、天神地祇の神々が共に喜ばしいものとし、榮えさせる事によって銅・金が産出された、という意になるだろう。

「大嘗祭祝詞」においては、天皇の新嘗に際し、皇神たちが共に貴いものとして斎い、天皇の御世の繁栄を奉ることにより、御世が長久となり、新嘗祭翌日の豊明節会で良い顔色となる天皇の幣帛（皇神たちに奉献される）の賛辞を申す、という文脈で使用されている。「大嘗祭祝詞」の文意を鑑みれば、新嘗祭班幣で諸神に幣帛を奉るのは、天皇の新嘗祭の成功と天皇の御世の繁栄のためであることが明瞭である。つまり、新嘗祭班幣は天皇親祭の前段行事として執行されていたのである。この点、「大嘗祭祝詞」の詞章（下線部）に相当する箇所が祝詞に全く存在しない祈年祭・月次祭班幣と、その目的が明瞭に異なっていたことがわかる。つまり、「天社国社」へ幣帛を頒布して奉ること自体を目的とした祈年・月次班幣に対して、天皇親祭の付属行事としての班幣祭祀という位置付けを新嘗祭班幣は持つ

ていたのである。その規模が月次班幣よりも縮小化されていたことは、あくまで新嘗祭の目的は班幣そのものではなく、天皇が自ら天照大神を祭ることであったからであろう。

新嘗祭は臣下との直来である豊明節会が付随し、鎮魂祭も連動する⁽³⁹⁾、一年に一度の「嘗」祭である。一年に二度行われる神今食は新嘗祭とほぼ同じ天皇親祭であるが、豊明節会と鎮魂祭はその前後に行われていない⁽⁴⁰⁾。新嘗祭は年三回行われる恒例の天皇親祭の内、最重要であり、神今食に比して国家との連動性が高く規模を拡大した天皇親祭であったと想定される。新嘗祭班幣が天皇親祭の前段行事として位置づけられたのもこの点に理由があると考えられる。

ここでさらに注意すべきは、新嘗祭班幣の行われた日のすぐ夜半に新嘗祭が行われているのであり、頒布された幣帛が各神社に届いているかが全く問題になっていない点である。朝廷の関心もつばら班幣儀のみであったことは祈年祭・月次祭班幣と同様であるが、それは天皇親祭前段行事であった新嘗祭班幣も同じであった。朝廷側としては、天皇の新嘗にあたって諸神に幣帛が頒布されていればそれで良かったのであり、各神社側での幣帛奉納は問題にならなかった。新嘗祭班幣が天皇親祭の前段行事であつても、班幣自体は朝廷側の理念に基づき、神祇

官で自己完結的に行われていたのであつた。

新嘗祭班幣に際して伊勢神宮へ幣帛使が立てられなかったことは、恐らく、伊勢神宮の「嘗」祭である九月神嘗祭に対して既に例幣が発遣済みであるために、天皇の「嘗」祭である十一月新嘗祭に伴う班幣では、神宮へ奉幣を立てる必要性が認識されていなかったからであろう。天照大神を祭る「嘗」祭は九月の伊勢神嘗祭と十一月の宮中新嘗祭で完結しており、両者は齋行時期こそ異なるものの、意義・意味は同じものであつたことが、この点の背景にあるものと考えられる。

新嘗祭班幣の成立に関する管見に入つた唯一の専論である黒崎輝人氏の「新嘗祭班幣の成立⁽⁴¹⁾」は、祈年祭班幣と月次祭班幣こそが同一種の祭祀であつて、新嘗祭班幣のみが異質であり、新嘗祭班幣は天皇の神事を予め神々に承認させる行事として桓武朝に設定され、令制当初においては相嘗祭班幣こそが後代の新嘗祭班幣の位置を与えられた、としている。

黒崎氏の班幣に関する見解は筆者と同じ視点に立つものであるが、新嘗祭班幣の設置時期には検討が必要であろう。相嘗祭は対象社の神主が幣帛を受け取つて祭祀を執行する形態をと⁽⁴²⁾り、大和を中心とした氏族奉斎社・古社への委託祭祀であつた。天社国社の神々へ祝部を介して班幣を行う新嘗祭班幣とは別構

造の祭祀である。よって、新嘗祭班幣が令制当初から月次祭班幣の儀式に倣って行われていた可能性を否定する根拠にはならないと考えられる。しかし、新嘗祭班幣の実施例に関する史料は存在せず、新嘗祭班幣の成立時期を推測するのは困難である。新嘗祭班幣と同じく、踐祚大嘗祭においても十一月卯日に班幣が行われている。

『踐祚大嘗祭式』

卯日平明、神祇官班幣_一幣帛於諸神_一、（謂_下祈年奠_二幣案上_一者_上、）座別繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、四座置一束、八座置一束、楯一枚、槍一竿、裹葉薦六尺、庸布一丈四尺、（前神除_レ布、）

大嘗祭に際する班幣の幣帛は、裹葉薦が新嘗祭より一尺増えている他は新嘗祭班幣と一致する。大嘗祭卯日の班幣は毎年の新嘗祭班幣と同形式で行われたものとして良いであろう。

大嘗祭に際しては、この卯日の班幣とは別に、天神地祇への奉幣、伊勢への由奉幣の発遣が行われている。これらの各奉幣儀は、即位後の天神地祇奉幣、即位前の伊勢由奉幣と連動して形成されたものと考えられ、即位後・大嘗祭前の天神地祇奉幣

は平城天皇の代に創出された可能性があり、伊勢由奉幣は桓武朝から淳和朝にかけて形成されたものと考えられている。いわば、桓武天皇以後、即位・大嘗祭に関する奉幣儀が新たに制度化されていったものと言える。それは格式編纂とも同期するものであり、先に触れた神宮奉幣使の役割が上昇したことも連動し、七世紀末より形成された律令祭祀も平安初期に新たな局面を迎えたものと考えられる。その中で、伊勢奉幣の制度が即位・大嘗祭に付加されたことなどを鑑みると、より朝廷と伊勢との結びつきを強めるものとして制度化されたものとも推測される。元々朝廷での国家祭儀と各神社での祭儀はそれぞれで自己完結的に行われるのが基本であったが、それが朝廷側からの直接の使者として奉幣が行われることで、より朝廷側の祈願意思が神社側に伝わることとなったものと看取される。桓武天皇以後、格式編纂が開始されると同時に、奉幣使を通して伊勢神宮などとの距離を理念的に縮めようとした働きがあったものとも推測される。

天神地祇への奉幣は『貞観儀式』では八月の大祓使の発遣の後、八月下旬に行われている。その使は『貞観儀式』に基づく、伊勢使三人（王・中臣・忌部）、山城・大和・摂津各一人、河内・和泉一人、七道各一人、であり、『延喜式』『北山抄』に

おいても人数に若干異なる点はあるものの、伊勢神宮・畿内・七道という奉幣使の区分は同じである。この天神地祇奉幣の形式は、『貞観儀式』などの儀式書を見る限りでは各使を發遣して幣帛を奉るものと推測される。しかし、即位後の天神地祇奉幣に関しては『小右記』長和五年三月八日条において、京畿内の神社へは神祇官において幣帛が準備され、禰宜・祝に付して幣帛が頒布されている。そしてその先例は天慶九年(村上天皇)の例に求められており、その際には「天皇我詔旨登、皇神等広前仁称辞言奉申給々、高天原尔神留坐皇親神漏伎・神漏美乃命以、事寄給部流、豊葦原瑞穗乃国乃天の日副(「副力」高御座乃政之次と)で始まる祝詞が読まれている。『小右記』の記事を見ると、即位後の天神地祇奉幣において、畿内は旧来の班幣の形式に則って行われ、それに伊勢と七道への使が組み合わされていたことがわかり、大嘗祭前の天神地祇奉幣も同様なものであったと推測される。

この天慶九年の例の祝詞は、新嘗祭班幣の祝詞とは文章が異なり、祝詞の末尾も「天皇御命を申給久と申」となっており、基本的には奉幣の祝詞であると解され、平安時代以降に新たに作成されたものと推察される。それは平安時代初期以降の即位・大嘗祭に関わる各種奉幣制度の創出に伴うものと想定されよ

う。この時代の流れの中で、新たに新嘗祭・大嘗祭の十一月卯日班幣が創出されたとは考えにくい。即位・大嘗祭に際する天神地祇奉幣と比較して、新嘗祭・大嘗祭の十一月卯日班幣は旧来型であると考えられ、とすると、新嘗祭班幣は奈良時代以前成立の制度であるとすべきであろう。

おわりに

新嘗祭班幣は祈年祭・月次祭班幣とは目的が異なり、天皇の新嘗が行われるにあたっての班幣行事であったことが祝詞の内容から想定される。祈年祭は、春に全官社への幣帛奉納を目的として設定された律令国家祭祀であり、月次祭は祈年祭より規模を縮小させ、六月と十二月に畿内を中心とした官社に幣帛を奉納すること目的としていた。月次祭とは恐らく尋常の祭りの意であり、一年に一度の全国班幣に比して通常の規模の祭祀であるという意味であって、伊勢神宮においても一年に一度の神嘗祭に比して年二回の尋常の祭祀という意で月次祭とされていたのであろう。また、神宮においては元々月次祭班幣(神祇官)と神宮月次祭は連動しておらず、月次祭幣帛は祈年祭の幣帛と同等の扱いであり、天皇の出御があつて神嘗祭に發遣される例

幣奉納とは質が格段に異なるものであった。

新嘗祭班幣に際して、神宮への幣物は神祇官にて準備された可能性はあるが、神宮への奉幣は行われず、神宮の新嘗祭は存在しなかった。その理由は既に神宮の「嘗」祭である神嘗祭が齋行され、そこに例幣が奉納済であったためと推測される。その背景には、天皇の「嘗」祭（新嘗祭）と神宮の「嘗」祭（神嘗祭）が、その対象と目的を一にしているとの理解があつたものと考えられる。

天皇の神今食と対応すると考えられる神宮月次祭と、神祇官での月次祭班幣が連動していないとすると、天皇の神今食と月次祭班幣も連動したものでなかったことが推測される。『延喜式』では同日（十一日）に行われることとなつてはいるが、延暦の頃十六日の外宮月次祭（朝）に幣帛奉納が行われていなくなつたことを考慮すると、古くは祭日が十一日に固定化されていなかったことは確かである⁽⁴⁾、両祭が同日であつたことの根拠もない。神今食は令制以前からの御饌供進儀を引き継いだ祭祀であるのに対し、月次祭班幣は律令国家形成期に創出された班幣祭祀であり、その淵源も祭祀構造も目的も異なるものであつた。月次祭祝詞と大嘗祭（新嘗祭）祝詞が全く異なる以上、月次祭班幣は神今食の前段行事として設定されたのではなく、祭祀の目

的は祈年祭に准じたものであつたのではないか。

古代において、朝廷の国家祭祀や天皇祭祀、また伊勢神宮を含む各神社祭祀はそれぞれが別構造で併存していたものと推察される。各祭祀は各祭祀の担当者が行うべきものとされ、古くからの形式や主体は基本的に変わらせずに維持されてきたのである。それらに対し、律令国家形成期などにおいて段階的に新しい祭儀・要素が付加されていったものと考えられる。しかし、その中でも各地域における祭祀は自己完結的に行われるのが基本であつた。平安時代初期において神宮奉幣使の役割が増大し、朝廷から発遣された月次祭幣帛が神宮月次祭に連動するようになったのは、桓武天皇以後の流れの中で、朝廷と伊勢神宮との距離を理念的に縮めようとした働きがあつたものと推測される。

注

(1) 「令釈」「古記」には「於神祇官。惣祭三神地祇。百官々人集」とあり、国家内の神祇を朝廷が祭るという理念を見出すことができる。朝廷の理念と官社制度の実態、律令神祇祭祀の研究史に関して、小倉慈司氏の論考に詳しい（『延喜神名式』「貞」標注の検討―官社の数量的変遷に関して―、『延喜式研究』第八号、平成五年九月、「八・九世紀における地方神社行政の展開」『史学雑誌』第一〇三編第三号

- 平成六年二月、「律令制成立期の神社政策―神郡(評)を中心に―」『古代文化』第六十五卷第三号 平成二十五年十二月)。
- (2) 岡田莊司「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭 大嘗祭―」『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会 平成六年一月(初出は『國學院雜誌』第九十一卷第七号 平成二年七月)
- (3) 岡田精司「律令の祭祀形態の成立」『古代王権の祭祀と神話』塙書房 昭和四十五年四月
- (4) 早川庄八「律令制と天皇」『日本古代官僚制の研究』昭和六十一年十一月(初出は『史学雜誌』第八五編第三号 昭和五十一年三月)
- (5) 森田佛「祈年・月次・新嘗祭の考察」『解体期律令政治社会史の研究』図書刊行会 昭和五十七年三月(初出は『風俗』第十六卷第一号 昭和五十二年十二月)
- 祈年祭と月次祭の新旧関係などに関して、古川淳一氏も早川氏を批判している(「班幣祭祀の成立」『歴史』平成二年四月)。
- (6) 中村英重「古代祭祀論」吉川弘文館 平成十一年八月
- (7) 祈年祭の祭祀構造に関しては拙著「古代祈年祭の祭祀構造に関する一考察」(「神道宗教」第二四七号 平成二十九年七月)において詳述した。
- (8) 虎尾俊哉編「訳注日本史料 延喜式」集英社 平成十二年五月
- (9) 官幣と国幣に分離したことは、「於「神祇官」惣祭天神地祇。百官々人集。」と古記が記した祈年祭の理念自体の完全な喪失とも捉えられ、班幣祭祀そのものが当初より朝廷側の理念のみが先行した祭祀であった。諸国の官社数の上昇、官幣・国幣の分離の意義とその後の展開などに関して小倉註一前掲論文他、早川万年「律令制祭祀における官幣と国幣」(虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館、平成七年七月)、などを参照。
- (10) この「御歳社」に対する規定と祈年祭の淵源に関して、岡田莊司「古代の国家祭祀―祈年祭の淵源を探る―」(『神道史研究』第六十五卷第二号平成二十九年十月)、及び拙著註七前掲論文参照。
- (11) 祈年祭祀詞の構成・構造に関しては早川註四前掲論文、拙著註七前掲論文、岡田註十前掲論文などを参照。
- (12) 西山徳「祈年祭の研究」『神社と祭祀 上代神道史の研究』至文堂 昭和四十年六月(『上代神道史の研究』図書刊行会 昭和五十八年十一月)初出は『日本学士院紀要』第七卷第二号、第三号 昭和二十四年六月、十一月。
- (13) 早川庄八註四前掲論文。
- (14) 森田佛註五前掲論文。
- (15) 加藤優「律令制祭祀と天神地祇の惣祭」『研究論集』IV(『奈良国立文化財研究所学報』第三十二冊) 昭和五十三年三月
- (16) 古川淳一註五前掲論文。
- (17) 天智朝に祈年祭が始まったとする見解は岡田精司氏(註三前掲論文)、井上光貞氏(『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会 昭和五十九年十一月)、岡田莊司氏(『古代神祇祭祀体系の基本構想―「天社・国(地)社祭祀制」―』「神道宗教」第二四三号 平成二十八年七月)らが述べている。「諸神座」「班幣帛」「宣祝詞」といった班幣祭祀特有の言葉が使用されている点は注目すべきものであり、岡田莊司氏は班幣の初見記事としてふさわしいと解している。
- (18) 『年中行事秘抄』所引「官吏記」に「天武天皇四年二月甲申祈年祭」とあり、天武朝で祈年祭が始まったとする見解は西山徳氏(註十二前掲論文)、西宮秀紀氏(「律令神祇官制の成立について」『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房 平成十六年十一月(初出は「ヒストリア」九十三号 昭和五十六年)、森田佛氏(註五前掲論文)、中村英重氏(註六前掲論文)などがある。天武朝では天武四年以外にも天武十年(六八一)の同じく正月(壬申、三日)に「頒幣帛於諸神祇」

といった記事があり、年初めの幣帛頒布祭儀が度々執行されていた可能性を伺わせる。

(19) 持統四年(六九〇)正月庚子(二十三日)に「班幣於畿内天神地祇」との記事がある。この「班幣」は持統三年六月の「飛鳥浄御原令」班賜以後の記事であるが、持統四年正月に持統天皇が即位したことを受けての班幣とも考えられている。しかし、天皇即位に対する班幣は「神祇令」には確かに規定されているものの、その確実な実施例は天平宝字二年(七五八)八月戊午(十九日)淳仁天皇即位に際する例以外に見出すことは難しく(大宝二年三月の「大幣」頒布記事は文武即位後四年経過しているため、即位に際しての班幣と断定できない)、持統三年六月に班賜された『飛鳥浄御原令』に基づいた恒例の班幣祭祀であった可能性もある。持統朝では持統四年(六九〇)七月戊寅(三日)、持統十一年(六九七)六月甲申(十九日)にも「班幣」の記事があり、この両記事が六月、七月であることからして、月次祭班幣の記事である可能性がある。持統四年の正月と七月の記事は「飛鳥浄御原令」に基づく祈年祭と月次祭の班幣記事であったか。少なくとも持統朝では恒例の班幣が整備され、『大宝令』規定の前身となっていた可能性は高い。

(20) 大宝二年(七〇二)三月己卯(十二日)に「鎮大安殿大祓。天皇御・新宮正殿・斎戒。惣領三幣帛於畿内及七道諸社」の記が見え、全国的な班幣の確実な初見である。天皇が正殿で「斎戒」し、「班大幣」として記述され、諸国の国造が入京している点で祈年祭と相違し、「神祇令」規定の即位に際する「惣祭天神地祇」とする見解もある(矢野建一「律令国家の祭祀と天皇」『歴史学研究』五六〇号、昭和六十一年十月、中村英重氏註六前掲論文)。しかし、文武即位後の班幣としては四年以上経過している点が不審であり、天皇の斎戒は班幣儀への天皇の直接関与とは言えず(「延喜式」で中祀とされた祈年祭で諸司

も斎戒中であるはずである)、国造の入京も祝部の設置が全国に間に合っていない時期の措置であったとも解され、即位に際しての班幣よりも祈年祭の記事であった可能性が高いと考えられる。大宝二年の記事を祈年祭の成立とする見解は田中卓氏(「造大幣司」「祈年祭」の成立)、「壬申の乱とその前後」田中卓著作集五「図書刊行会、昭和六十年九月、渡邊晋司氏(「大幣と官社制度」『神道及び神道史』第三十一、三十二号、昭和五十三年三月)など。

(21) 班幣祭祀の次第については、木村大樹「班幣行事の復元的考察」『國學院大學大学院紀要—文学研究科—』第四十九輯(平成三十年三月)を参照。

(22) 拙著註七前掲論文、及び「日本古代の儀礼・儀式と祭祀—古代祭祀の類型化を試考する—」(平成二十八年十二月第七十回神道宗教学会學術大会(研究発表)におけるパネル発表、パネル代表者…小林宣彦氏)『神道宗教』第二四八号、平成二十九年十月、を参照。

(23) 岡田莊司氏註二前掲論文、木村大樹「神今食の神饌供進儀に関する考察—大嘗祭卯日神事と関連して—」『神道研究集録』第三十一輯、平成二十九年三月。

(24) 藤森馨「神宮祭祀と天皇祭祀—神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造—」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館、平成二十九年十二月(初出は『國學院雜誌』第九十一巻第七号、平成二年七月)。

(25) 大関邦男「古代伊勢神宮の財政構造」『國史學』第百二十八号、昭和六十一年二月、拙著「古代神宮「日祈」行事の一考察」『神道宗教』第二四三号、平成二十八年七月、「古代御饌殿祭祀の基礎的考察」『神道史研究』第六十五巻第一号、平成二十九年四月、など。

(26) 『神道大系 神宮編一』昭和五十四年三月。

(27) 平安京から伊勢神宮へは五日かかると例幣の事例から想定されるの

で、延暦の頃、神祇官班幣は二月七日であったであろう。

(28) 藤森馨「伊勢神宮祈年祭における御扉の開閉をめぐる」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館、平成二十九年十二月(初出は『大倉山論集』第二十一輯、昭和六十二年三月)

(29) 『皇太神宮儀式帳』(「供奉幣帛本記事」)には「供奉皇大神、勅幣帛、即朝廷使告刀申、正殿進納畢。其正殿院參入、大神宮司、禰宜、内人、物忌、(但使不參入)其行事祈年使同」とある。この記事には奉幣使の祝詞奏上が記されており、大神宮司が祝詞を奏上する延暦期の神宮祈年祭のことではなく、神嘗祭の例幣やそれに准じた臨時奉幣の規定と考えられる。その際には正殿を開けて幣帛を奉るものと規定されていた。

(30) 藤森馨「伊勢神宮祈年祭と御田種蒔下始行事」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館、平成二十九年十二月(初出は「椋山林継先生古稀記念論集 日本基層文化論叢」平成二十二年八月)、拙著註七前掲論文。

(31) 『大神宮儀式解』臨川書店、昭和五十一年九月

(32) 月次祭幣帛奉納儀が省略して記述されたわけではないことは、六月月次祭と九月神嘗祭における太玉申行事が同様であるにも係わらず省略して記述されていないことが傍証となる。神宮祈年祭と月次祭幣帛奉納儀が同一の儀であっても、六月月記で儀式を省略したとは考えにくい。

(33) 『神宮要綱』(神宮皇學館、昭和四年)も延暦の頃は朝使の到る日は定まっていなかったとする。また、月次祭赤引糸奉獻は神宮の古儀であり、後に神祇官の月次祭が成立して官幣の奉納が加わったとしている。

(34) 藤森馨註二十四前掲論文。

(35) 例幣と祈年祭・月次祭奉幣の相違、また奉幣使の構成・変遷などは、藤森馨「神宮奉幣使者」改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と神祇官

原書房、平成二十年十二月(初出は『大倉山論集』第十九輯、昭和六十一年三月)、奉幣使に關しては、西宮秀紀「律令國家と奉幣の使」『律令國家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、平成十六年十一月(初出は岡田精司編「祭祀と國家の歴史學」塙書房、平成十三年四月)、奉幣儀に關しては、三宅和朗「古代奉幣儀の検討」『古代國家の神祇と祭祀』吉川弘文館、平成七年九月、に詳し。

(36) 藤森馨「平安時代前期の大中臣氏と神宮祭主―祭主制度成立に關する一試論―」改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と神祇官人 原書房、平成二十年十二月(初出は二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』図書刊行会、昭和六十一年十一月)、同「神宮月次祭への祭主参加時期の検討」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館、平成二十九年十二月(初出は『文化史料考證―嵐義人先生古稀記念論集―』平成二十六年八月)、など。

(37) 熊田亮介氏は、持統六年閏五月丁未(十三日)条にある伊勢の二神郡からの赤引糸三十五斤の記述は神宮月次祭の祭料であると指摘しながら、「伊勢神宮の月次祭は、この「月次」班幣の祭祀(中略)が、神宮本来の祭祀たる朝夕大御饗奉獻・赤引糸奉獻の祭祀に付加されたものである」と述べており、首肯されるべき見解である(「伊勢神宮の月次祭と祭祀体系」『文化』第四十六卷第三・四号、昭和五十八年二月)。

(38) 藤森馨註二十四前掲論文。

(39) 拙著「鎮魂祭の祭祀構造に關する一考察」『神道研究集録』第三二輯、平成三十年三月

(40) 但し、「御体御卜」は六月と十二月のみに行われ、十一月には行われていない。「御体御卜」が天皇親祭に伴うものとの見解もあるが、淵源を異にするとの見解もある。詳しくは木村大樹「神今食を中心とした祭儀体系への一試論」(『神道宗教』第二四三号、平成二十八年七月)を参照。

- (41) 黒崎輝人「新嘗祭班幣の成立」『日本思想史研究』第十四号 昭和五十七年三月
- (42) 菊地照夫「相嘗祭の祭祀形態について」『延喜式研究』第十五号 平成十年十二月
- (43) 藤森馨「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館 平成二十九年十二月（初出は『神道宗教』第二一一号 平成二十年七月）
- (44) 高森明勅「大祀と大嘗祭について」『神道宗教』第一二五号 昭和六十一年十二月、「神祇令即位条の成立」『神道宗教』第一四〇・一四一号 平成二年十月
- (45) 岡田莊司「即位奉幣と大神宝使」『平安時代の国家と祭祀』続群書類完成会 平成六年一月（初出は『古代文化』第四十二卷第一号 平成二年）
- (46) この点は徳田浄「延喜式祝詞四篇」徳田浄・徳田進『上代文学新考』（研究選書二十三）昭和五十五年三月、藤森馨註二十三前掲論文においても同様の指摘がなされている。
- (47) 平安京から伊勢までの奉幣使到着には五日かかっており、神宮月次祭六月十六日（外宮）に間に合うには十一日に神祇官での班幣が行われていなければならない。『延暦儀式帳』では十六日（外宮）十七日（内宮）に幣帛奉納の記載がないのであるから、延暦の頃、神祇官での月次祭班幣は十三日以降か、あるいは十日以前となる。